

遊佐町沖洋上風力発電事業に関する公開質問状（その2）

2023（令和5）年2月20日

山形県知事 吉村美栄子 様

遊佐沖洋上風力発電を考える会
共同代表 菅原善子
本間淳子
佐藤秀彰

過日は、公開質問に回答くださりありがとうございました。

しかしながら、回答をいただいたものの、質問に向き合った回答とは言えず、わたしたちの疑問は深まるばかりです。

わたしたちは、当事者である地域住民として、別紙のとおり、再度、公開で質問します。回答を3月7日（火）までに投函されるよう求めます。

問合せ・回答送付先
遊佐沖風力発電を考える会



質問 1 蔵王及び出羽三山の風力発電と洋上風力発電について

山形県知事は、蔵王及び出羽三山の風力発電に対しては、いち早く懸念を表明しましたが、一方で、遊佐沖洋上風力発電は住民に疑問や不安の声があるにもかかわらず推進しようとしています。その姿勢に矛盾はありませんか。また蔵王で観光の妨げとなると判断した風力発電が、どうして遊佐沖では観光資源となりえるのでしょうか。

知事は、羽黒山周辺の風力発電計画について「出羽三山は山形、日本の宝。あり得ない」と否定的な見解を示し、宮城県川崎町での風力発電計画については、「蔵王は重要な観光資源であり選んでほしくない」旨を述べました。

一方、第3回法定協議会において、県では地域振興策のひとつとして、洋上風力発電事業を活用した観光振興の取組みを挙げています。

しかし、蔵王や出羽三山と同じように、鳥海山と飛鳥が歴史的、信仰的に結びついた庄内の海もまた宝ものであり、芭蕉の句にも詠まれたように、日本海に沈む夕陽はかけがえのない文化的な景観です。

質問 2 合意形成について

法定協議会の設置について、山形県では何をもって地域の合意形成が整ったと判断したのでしょうか。

促進区域指定ガイドラインでは、「有望な区域」に進むための要件として、「利害関係者を特定し、協議会を設置することについて同意を得ていること」とあります。

令和3年3月29日付けの経済産業省、国土交通省への県からの情報提供には、遊佐部会及び研究・検討会議において法定協議会の設置について了承が得られた旨が記され、遊佐部会が合意形成の根拠とされています。

しかしながら、遊佐部会は設置要綱によると、議論の場であって意思決定の場ではなく、このことは令和3年1月、令和4年1月開催の遊佐部会でのエネルギー政策推進課長の発言でも明らかです。遊佐部会は意思決定の場ではないとすれば、県は事実とは異なる情報を国に提供したことになります。

遊佐部会には地区住民代表として各地区まちづくり協会会長が出席していますが、会長は地区内で議論の場を設けてはいません。住民代表として法定協議会に出席している遊佐町長は、町民の声を聴取する対話集会などは開催せず、町民は合意形成の場に参加することができていません。

山形県と遊佐町は、合意形成の場に、漁業関係者だけでなく、多くの県民・町民が参加できるような手立てを講じるどころからやり直すべきと考えます。